

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております)

## 2940号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

秋の奥大山 (鳥取県江府町)



も く じ

論	政	活	フ	情	情	情
説	策	動	ォ	報	報	報
			ー			
			ラ			
			ム			

「地方創生」の課題―農山村の地域づくりの発展のために―明治大学教授 小田切 徳美…(2)

行政不服審査法の改正について…総務省 行政管理局 行政手続室 副管理官 井上隆彦…(5)

都市・農村共生社会創造全国リレーションシップフォーラム in 東京を開催…(9)

綾町の自然生態系農業の取り組み〜持続可能な美しいまちを目指して〜宮崎県綾町…(12)

地方発クールジャパン！NIPPON QUEST（ニッポンクエスト）のご紹介…(15)

国政情報…(18)

町村ご当地キャラじまん…(19)

### コラム

## 大学・地域連携の離れ業

作新学院大学経営学部特任教授

橋立 達夫

大学の地域連携が盛んに行われるようになった。文科省も大学の評価基準の重要分野として地域連携を掲げている。もともと行われてきた教員個人の「学識経験者」として会議参加のみならず、近年は、まちづくりや特産品の開発など、地域の現場にかかわる仕事に多くの大学が参入し、学生による活動も広範に行われている。地域の高齢者は若者が行くだけで元気が出てくる。「おめえ、こんなことも知らねえのか?」と言いながら、目は笑っている。そしてほとんどが核家族で育った学生たちは、お年寄りの力強さ、やさしさ、知恵や技に魅せられ、多くのことを学んで帰ってくる。こうして互いの信頼感や愛着が育まれる。

連携はお互いにとって良いことづくめであるが、実はここに大学、地域の双方に共通する悩みがある。活動の継続性を保つことが難しいのである。学生が地域の活動に打ち込めるのは長くて3年である。しかもこうした活動に興味を抱く学生の数は、年々大きく変動する。どついついわけが、経験的には1年おき

の波がある。学年縦割りの組織で活動するなどしても、事業の目的や意義など根本的な部分を伝え、当初の熱気を継承するのは難しい。さらに、大学は地域から逃げ出すわけにはいかないが、毎年新たな地域からの協力依頼があるため、同じ地域ですっと活動を続けることは難しい。いや、逆に言えば、地域から離れることを前提として事業に加わることが必要なのである。

私は、一つの地域で事業に関わることのできる期間を2〜3年として、その中で地域の活動が持続的に行われる仕組みを作ることが肝要であると考えている。まずは何のために事業を行うのかという根本的な意義と目標を、地域の方々と共有する。その上で、「コミュニティビジネスを立ち上げるなど組織化を促し、農村都市交流で、私たちに代って持続的に活動してくれる外部パートナーを探す。私の大学のM教授は、地域の食材を生かしたカフェを学生たちに経営させ、経営が軌道に乗った段階で地域有志に譲るといふ見事な「離れ業」を持っている。

### ◎写真キャプション◎

のどかな田園風景に包まれる御机地区の茅葺き小屋。背景には、扇のように立ちのぼる壮大な大山を望む。深秋、山麓のブナ林が七色に染まり、大山南壁の猛々しい白い綾線と美しいコントラストを織りなす様は絶景である。

# 「地方創生」の課題

—農山村の地域づくりの発展のために—

視 点

明治大学教授 小田切 徳美

## 1. 地域政策と政治

「地方創生」が国政上の大きな課題となっている。それを担当する国の機関「まち・ひと・しごと創生本部」事務局が設置された際、安部首相は次のように訓示した（2014年9月5日）。

「安倍内閣の今後の最大の課題は、豊かで、明るく、元気な地方を創っていくことであり、今までも、『地域』と日本の活力の源である『地域』が元気でなければ日本は元気にならない。『こころ』の掛け声があったのであります。残念ながら、今地域の状況は厳しい。このままでは消滅をする地域も出てくる。予測されているわけでありまして、まさに喫緊の課題、待たなしと言ってもいいと思います。」

「豊かで、明るく、元気な地方を創る」ことには異論がない。しかし、「地方創生」がこの段階で「喫緊の課題」として登場した経緯を考えると必ずしも、手放しで評価できるものではない。

安倍総理も「このままでは消滅をする地域も出てくる」と予測されている」と触れているように、この動きが「地方消滅」を論じた、いわゆる「増田レポート」と無関係ではないからである。その増田レポートが、日本創生会議人口減少問題検討分科会として登場したのが2014年5月であり、先の創生本部事務局の発足が9月である。その迅速さには政治性さえ感じられる。

そして、それが問題含みなのは、一般的に、地域問題は、社会的統合の手段として政治的に利用されることが少なくないからである。実は、その典型的なケースが第1次安倍政権で起きて

いた。政権が発足した2006年当時、「地域再生」が唱えられた。それは小泉内閣による構造改革路線により、「格差問題」が社会的に問題視され、その中でいわゆる「限界集落問題」を極とする地域間格差対策が政策的課題として急浮上した。特に、2007年7月の参議院選挙（自民党の敗北による衆参のいわゆる「ねじれ現象」が生じる）の前後では、「地域再生」策が盛んに議論された。その後、2007年10月（政権は福田内閣）には、内閣府の都市再生本部等が地域活性化統合事務局に再編され、大型予算である「地方の元気再生事業」等の具体的取り組みを始めた。

しかし、こうした議論の盛り上がりも一時的なものに過ぎなかった。地域対策では押しとどめることができない政権交代への流れが生まれたからであ

る。それにともない、政治は地域をこっとさら重要視しなくなった。つまり、少なくとも政治的には、前回の「地域再生」は一過的なブームで終わった。政治的に急に始まり、政治的に急に終わったと言いつても良い。

## 2. 農山村における地域づくり

このような政治にリンクした動きとは別に、農山村では地域づくりが始まり、一部では成熟しつつある。この地域づくりは、1970年代には、「地域おこし」（特に離島の「島おこし」という名前で、その淵源を見ることが出来る。しかし、農山村で意識的、継続的に取り組まれるようになったのは、バブル経済崩壊以降の1990年代後半である。

とりわけその取り組みの体系化を意

## 論 説



小田切徳美 (おだぎり・とくみ)

1959年神奈川県生まれ。農学博士。東京大学農学部卒業。同大学院博士課程単位取得退学。高崎経済大学経済学部助教授、東京大学大学院助教授等を経て、2006年より明治大学農学部教授。明治大学農山村政策研究所代表。

専攻は農政学・農村政策論、地域ガバナンス論。ふるさとづくり有識者会議座長（首相官邸）、国土審議会委員（国土交通省）、過疎問題懇談会委員（総務省）、食料・農業・農村審議会委員（農林水産省）、今後の農山漁業・農山漁村のあり方に関する研究会座長（全国町村会）等を兼任。

主な著書に、『農山村再生』（岩波書店）、『農山村再生に挑む』（編著、同）、『地域再生のフロンティア』（共編著、農文協）、『農山村は消滅しない』（岩波書店）等多数。

識したのが鳥取県智頭町の「ゼロ分のイチ村おこし運動」であった。ここで見られる地域の内発力により、①主体形成②「コミュニティ」再生、③経済（構造）再生を一体的に実現しようとする点は、他地域の地域づくりにもほぼ共通する。

さらに、これらの地域づくりの特徴をより抽象レベルでまとめれば、以下の3点が指摘できる。第1に、地域振興の「内発性」である。地域づくり以前の時代に、農山村で進んだ大規模リゾート開発は、高度経済成長期の「拠点開発方式」と同様に典型的な外来型開発であった。外部資本による開発であり、そつであるが故に、地域住民の意思とは無縁の開発であった点である。つまり、カネも意思も外部から注入され、地域の住民は土地や労働力の提供者にしか過ぎなかった。そつでは

なく、自らの意思で地域住民が立ち上がるというプロセスを持つ取り組みこそ「地域づくり」であることが、ここでは強調されている。

第2に、「総合性・多様性」である。リゾートブームの下では、都市で発生したバブル経済がそのまま持ち込まれ、経済的利得の獲得に著しく傾斜した地域活性化策が意識された。また、どこでも同じような開発計画がならぶ、「金太郎アメ」型の地域振興もこの時期の特徴であった。そのような単品型・画一的な地域活性化から、福祉や環境等を含めた総合型、そして地域の実情を踏まえた多様性に富んだ地域づくりへの転換が求められた。地域づくりでは、基盤となる地域資源や地域を構成する人に応じて、地域の数だけ多様な発展パターンがある。

そして、第3に、「革新性（イノベ-

ティブ）」である。地域における困難性を地域の内発的エネルギーにより対応していくとなれば、必然的に従来とは異なる新たな仕組みを内部につくり出すことが求められる。一部の農山村では人口が多かった時代の仕組みに寄りかかり、それが機能しないことを嘆く姿がしばしば見られた。しかし、人口はやはり減少する。そのことを前提として、人口がより少ない状況を想定し、地域運営の仕組みを地域自らが再編し、新しいシステムを創造する「革新性」が求められる。

こうした特徴を持つ地域づくりが、バブル経済崩壊以降の「失われた20年」と呼ばれる「ゼロ成長」の歴史と重なり合うのは偶然ではない。むしろ、この間に、「農山漁村は内発的にしか発展しない」という地域の覚悟が生まれ、それが「地域づくり」の原動力となっている可能性がある。したがって、この20年間は少なくとも農山村においては、「失われた」ではなく、「未来に向けた20年」であった。

### 3. 「地方創生」の課題 — 地域づくりとの関係で —

1990年代後半に本格化された地域づくりの取り組みは、各地で積み重ねられ、今に至っている。それは、前節で整理したように、①主体形成、②「コミュニティ」再生、③経済構造の再生を一体的に取り組んだものであった。

別の言葉で言えば、このプロセスによって、地域の人々（の意識）①、地域の場・コミュニティ②、そして地域の産業③をより魅力的に磨くことが行われている。これは、キーワード的に言えば、「まち」②、「ひと」①、「こと」③と、まさに「まち・ひと・こと」であり、「地方創生」そのものである。つまり、少なくとも農山村における「地方創生」とは、図らずも、この20年間に積み上げられてきた地域づくりの営みであることが確認できる。

最近では、このように多面的に地域を磨き、輝く地域に移住者が集まるという好循環が生まれている。いわゆる「田園回帰」である。つまり、地域づくりは、「地方創生」が掲げる「東京一極集中の是正」という方向性とも重なっている。

しかし、「地方創生」のあるべき姿をこのように理解した場合、それと現に進みつつある政策との間には乖離がある。いくつかの論点を示してみたい。

#### ①人口動向と「地方創生」 — 人口減・人材像へ —

地域づくりのスピード感やボリューム感からして、この取り組みによって人口推移が急激に変わるものではない。おそらく、条件にもよるが、移住者の動きが相当活発化しても農山村ではトータルの人口の減少は続くであろう。しかし、それにもかかわらず、地

## 論 説

域には、地域づくりに関わりを持つ「人財」は増加することが期待される。つまり、「人口減・人財増」を実現できる可能性があり、それがそが目標とするべきものであろう。

そうになると、農山村を、より少ない人口を前提として、どのように地域を維持・発展させるのかという新たな発想が必要になる(低密度居住地域戦略)。実は、それが地理学者・宮口侗迪氏により、以前から次のように的確に論じられている。「山村とは、非常に少ない数の人間が広大な空間を面倒みている地域社会である」という発想を出発点に置き、少ない数の人間が山村空間をどのように使えば、そこに次の世代にも支持される暮らしが生みだし得るのかを、追求するしかない(宮口侗迪『地域を活かす「改訂版」』、大明堂、2003年)

それは、地域の社会システムの転換を含む中長期的課題であらう。先に論じた、地域づくりの「革新性」はこの点にかかわる。「地方創生」はこのような大きなテーマとも関するという認識が重要にならう。

## ②「地方創生」の手法

—時間の制約を乗り越える—

「地方創生」が、「地域づくり」の延長線上にあるものであれば、先に論じた、地域づくりの3原則(内発性、総合性・多様性、革新性)はそのまま関係する。特に、基本原則としての内発

性は重要であり、地域の取り組みのあり方に直接関わる。

「まち・ひと・しごと創生法」は、地方自治体による地方版総合戦略の作成を「努力義務」と規定した。「地方創生」に地域レベルの計画やビジョンが必要であることは当然であらう。しかし、内発性が原則であれば、自治体レベルというよりも「コミュニティ・レベルからの将来デザイン」の積み重ねが重要となる。自治体の総合戦略はそれを基礎にして作られるべきものである。

しかし、現実には、国は「地方版総合戦略の早期かつ有効な作成・実施には手厚く支援(内閣府チラシ)と言い、総合戦略づくりと「手厚い支援」をセット化した。そのため、残念ながら、一部の自治体では、「できるだけ早く、できるだけ国に氣に入られるものを作り、できるだけ多くの金を獲得する」手段として、総合戦略を認識している。時間がかかる地域「コミュニティ・レベル」からの積み上げ型の計画策定というプロセスは一般的ではない。

そこには、①時間の制約、②交付金配分と計画策定のリンク、③②を国レベルによる一方的審査、という3つの問題が重なっている。①によりボトムアップの計画が困難となり、②により計画の形式が特に重視され(国のマニュアルに準拠しているか否か等)、そして、③により自治体の国への依存傾向が無意識のうちに強まることな

る。「地方創生」のために重要な地方分権の理念は、いつのまにか忘れ去られている。

こうした状況があるべきものに変えていくことが課題とならう。そうであれば、「地方創生」と地域づくりは結びつかない。しかし、当面の対応策として、作成中(作成済み)の市町村単位の総合戦略の中に、時間をかけて作成する「コミュニティ段階の「地域デザイン」を将来、接続できる構成とすることが考えられる。総合戦略の改定は、当然のことながら、認められており、「地域デザイン」が出来た段階でそこに順次、はめこみ、修正していくことが求められよう。

## ③「増田レポート」と「地方創生」

以上に加えて、「増田レポート」についても言及しておきたい。増田レポートが論じた自治体の消滅可能性については、その推計の問題点が各方面から指摘されている(例えば、岡田知弘『自治体消滅「論を超えて」、自治体研究社、2014年)。しかし、それにもかかわらず、このレポートにある種のシンパシーを持つ人々がいるのは、「地方消滅」というショックが、地域の危機意識を生み出し、「地方創生」への転機となるという期待からではないだろうか。事実、「推計は乱暴だが、それが社会に与えた影響は評価できる。人口減少問題に対して自治体が真剣になった」という者もいる。

しかし、こうした危機意識を過剰に煽る手法については、あるべき「地方創生」の観点からの検証が必要であらう。農山村において、「コミュニティ・レベルで、いま焦点となっているのは、「」ではもつなにしてもダメだ」という住民意識の広がりと戦いである。これが、むしろ地域づくりのスタートラインである。そうした時に、名指して、将来的可能性を「消滅」と論じたことは、その諦めの気持ちを急速に拡げることにはならなかったであらうか。

そうではなく、必要なことは、地域に寄り添いながら、「〇〇さんの息子はあと3・4年でここに帰ってくるだろう」「あの空き屋なら、移住者が入る可能性がある」などと、具体的に考え、地域の可能性をひとりでも多くの人々と共有化することではないだろうか。「地方創生」はこうした取り組みの延長線上に見えてくるものである。こうした「ショック療法」には大きな副作用が伴うものであることを忘れてはいけないし、繰り返してはいけない。

先にも論じたように、農山村の「地方創生」の取り組みは、むしろ地域現場で先発・先行している。「日本版CRC」のような新たな課題も重要であるが、しかしそれ以上に、農山村の現場で積み重ねてきた取り組みを着実に前進させることが、「地方創生」の実現に結びつく。この事実を町村の皆さんとともに噛みしめたい。

## 政 策

## 行政不服審査法の改正について

政策解説

総務省 行政管理局 行政手続室 副管理官 井上隆彦

## はじめに

昨年の第186回国会において、現行の行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「現行法」といふ）を全部改正した行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「改正法」といふ）が公布された。改正法については、平成28年4月1日からの施行を予定している。

本稿では、改正法の施行に向けて、その概要等について解説するものである。なお、文中意見に関する部分は筆者の私見であることを申し添える。

## 1. 不服申立制度について

現行法は、訴願法（明治23年法律第105号）に代わるものとして、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的として、昭和37年に制定さ

れた。

また、現行法は、行政庁の処分その他公権力の行使にあたる行為に関する不服申立てについての一般法であり、個別法に特別の定めがある場合を除き、国・地方を問わず、行政庁の処分に幅広く適用されるものであること、裁判手続に比べ簡易迅速であり、違法性のみならず不当性についても判断するなどの特徴を備えている。

2. 行政不服審査法の見直し  
の経緯

現行法は、昭和37年の制定以降、50年以上にわたり実質的な改正はされていない。この間、行政に公正性・透明性等に関する国民の意識の変化や、平成5年の行政手続法（平成5年法律第88号）の制定、平成16年の行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の抜本的改正など、関係法制度の整備・拡充が行われるなどの情勢を踏まえ、「公正性の向上」や「利

便性の向上」の観点から、改正を行うためである。

## 3. 改正法の概要

## (1) 不服申立構造の見直し

現行法は、①処分庁に上級行政庁がある場合に、その直近行政庁に対して行う審査請求、②上級行政庁がなく審査請求ができない場合に認められる異議申立て、③審査請求ができる場合であっても、法律の特別な定めにより審査請求に前置してする異議申立ての類型がある。

このうち、異議申立てについては、弁明書を受け取る機会や物件の閲覧を求める権利が認められていないなど、審査請求に比べて手続の保障が不十分となっている。不服申立人にとってみると、上級行政庁があるか否かという偶然的の差違によって手続保障の水準が異なることは不合理であるとの指摘がされていた。

このため、改正法では行政庁の処分に關し処分庁への異議申立てを廃止し、原則として審査請求に一元化し手続保障の水準の向上を図った。

また、改正法における審査請求への一元化の例外として再調査の請求（5条1項）、再審査請求（6条1項）が設けられているが、これらは個別法に規定がある場合に認められる特別な類型である。【図表1参照】

## (2) 審理員制度の導入

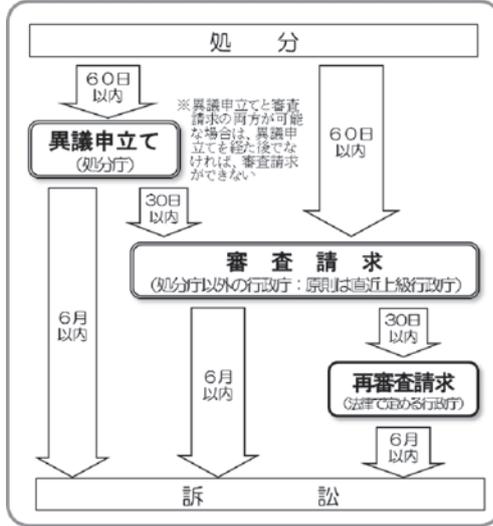
## ① 審理員制度

現行法では、審査請求人から行われた審査請求の裁決権限は審査庁に帰属しており、審理手続は審査庁の職員が行っている。しかし、どのような者が審理手続を行うかについての規定がなく、審査請求の対象である処分に關した職員などが審理手続を行うことも排除されておらず、審理手続の公正性や透明性に欠けるとの指摘もある。

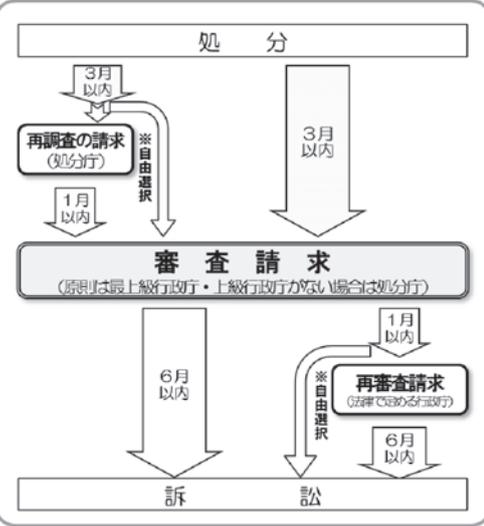
そこで、改正法では、審査庁が「処分に關し」としていないなどの一定の要件を満たす者を審理員として指名し、この審理員が処分庁と審査請求人の主張を公平に審理し、審査庁が行う裁決の基となる審理員意見書を作成することにより審理手続の公正性・透明性を高め、審査請求人の手

政 策

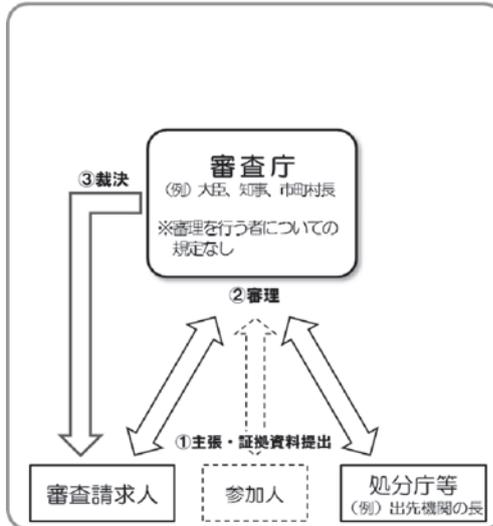
【図表1】  
《現行法》



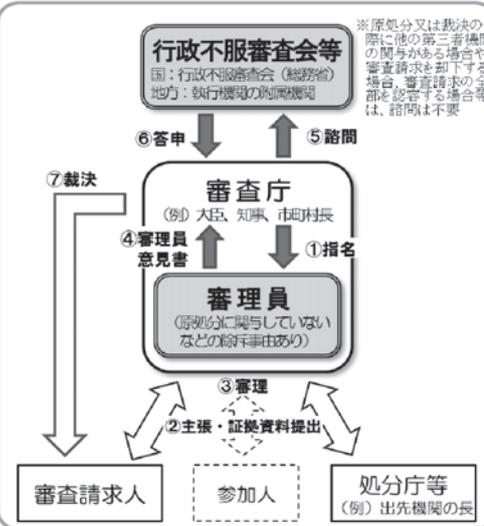
《改正法》



【図表2】  
《現行法》



《改正法》



統的権利を保障することとした（9条1項）。【図表2参照】

また、審査請求をしよつとする者にとつては、どのような職員が審理員として指名されるかは重大な関心

事項であり、審理員の指名手続の公正性・透明性を高めるため、審査庁となるべき行政庁は、審理員として指名されるべき者の名簿を作成するよう努めることとしており、作成し

たときは、あらかじめ公にすることを義務付けている（17条）。

② 審理員の指名

前述のとおり、審理員は審査庁に

新刊紹介

自治体職員再論

「人口減少時代を生き抜く」

大森 彌・著 編集協力・自治体学会  
きょうせい 2,200円＋税

人口減少時代が到来し、自治体をめぐる環境が激変する中で、「自治体職員」として生き抜く意義は何か―「自治体職員論」をテーマに全国5か所で開催された大森彌氏による10時間集中講義が書籍化された。

自治制度の変遷から地域観・職場・働き方に至るまで、幅広いテーマを全5講にわたり簡潔明快に語る。抽象論・理想論にとどまらない説得力に満ちた論考で、世代・役職を問わず、広く職員の共感を呼ぶ内容だろう。

昨年来、注目を集める自治体消滅論については、「こんなところには人は残らないといった『こんなところ』意識」「やっぱりだめか」という諦め」に警鐘を鳴らし、「地域で生きていくのは、人口ではなく、生きのかけがえのない個人だと強調する。」

また、平成の大合併を「合併に疑問を感じながらも、合併促進の実務に精励した職員の心のうちはいかにばかりだったか」と述懐。職員に寄り添い続けてきた著者ならではの感想だろう。

来春から義務化の「人事評価制度」「管理職の成り手不足」「職場のメンタルヘルス」など最新の動向も交え、困難に立ち向かう職員を終始一貫して激励する。衰えを知らない熱い大森節に「よしやるぞ!」と元気をもらえろ。



政 策

所属する職員の中から指名されることとなり、その指名に当たっては、「処分に関与」していないなど一定の要件を満たす必要がある。

この、「処分に関与」した者とは、個々の事案に応じ、各処分庁において判断されるものであるが、例えば、処分等の決定に関与する相談等に応じ、個別具体的に当該処分に対しての意見や法令解釈を示した者や、処分等に係る職間を主宰した者、総務担当課の課長等が当該処分の稟議書(決裁)に押印している場合などが該当すると考えられる。

なお、審理員については、審査庁に所属する職員とされているところであるが、弁護士、税理士等を審査庁の任期付短時間勤務職員や特別職職員として任用した上で審理員に指名する方法も考えられる。

③ 審理員の指名を要しない場合  
改正法では、地方自治法第138条の4第1項に規定される委員会若しくは委員又は同条第3項に規定する機関が審査庁である場合には審理員の指名は要しない(第9条1項各号)。

また、条例に基づく処分については、条例に特別な定めがある場合には、審理員の指名は要しないこととなる。

る。どのような処分について審理員の指名を不要とするかは、各地方公共団体の判断に委ねられるが、一般的には、審理員を指名しなくとも審理・裁決の公正性が確保されるなど、審理員の指名を不要とすることに一定の合理的な理由が必要であり、特定の事情なく単に事務負担の軽減のために審理員の指名を不要とすることは改正法の趣旨に沿わず望ましいものではないと考える。

(3) 行政不服審査会等への諮問

① 行政不服審査会等の役割

改正法は、審査請求の審理を処分に関与した者以外の者である審理員が行うことにより、審理が公正に行われることを企図している。しかしながら、審理員は審査庁の職員であることから客観性が十分に担保されていないという指摘もある。

そのため、審査庁が裁決を行うに当たり、法律又は行政に関して十分な識見を有する有識者が構成される第三者機関に対して諮問をすることを義務付け、この第三者機関が審理員を行った審理手続の適正性や、法令解釈を含む審査庁の審査請求についての判断の妥当性をチェックすることとした(43条)。

② 行政不服審査会等の設置

行政不服審査会等は、国においては、総務省に置かれる(67条)。また、地方公共団体においては、各地方公共団体の執行機関の附属機関として置くこととなる(81条1項)。

地方公共団体における行政不服審査会等については、地方公共団体が単独で設置する方法のほか、地方自治法の規定により、他の団体との共同設置(地方自治法252条の7)、他の団体に設置・運営に関する事務を委託(同法252条の14)、一部事務組合や広域連合を設けて設置(同法284条)といった方法も可能である。

また、既存の他の附属機関を改組又は統合して、行政不服審査会等の調査審議を行わせることも可能である。

さらに、条例の定めにより事件ごとに臨時に置くことも可能である(81条2項)。

③ 行政不服審査会等の委員の構成・人数等について

地方公共団体に置かれる行政不服審査会等の構成や人数は、諮問が想定される分野やその件数を踏まえて、それぞれの地方公共団体が判断することとなる。

なお、行政不服審査会等は審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の判断の適否を審査する機関であるため、一般的に法解釈の専門家である弁護士等の法曹関係者、法学者や行政機関のOB等の行政に精通した者を選定することが想定される。また、諮問が想定される個別分野に詳しい者(地方税に関して税理士等)を選定することも一つの考え方である。

総務省では、地方公共団体が委員を選定するに当たって、地方公共団体の参考となる情報提供や相談窓口をそれぞれの士業団体の都道府県単一位会ごとに設けるよう、日本弁護士連合会、日本税理士会連合会、日本行政書士会連合会等に対して協力依頼を行っているところである。それぞれ地方公共団体は、必要に応じてこれらの都道府県の単位会に相談や情報提供を受け委員の選定を的確に進めていただきたい。

(4) その他

① 審査請求期間の延長

審査請求人の不服申立ての機会を保障するとともに審査請求に対応する行政運営上の合理的負担等を勘案し、審査請求期間を現行法の60日から3か月に延長した。また、審査請

政 策

求期間を徒過した場合であっても審査請求を認める要件を「やむを得ない理由」から「正当な理由」に緩和した(18条1項)。

② 審理の迅速性の確保

審査請求人の権利利益の迅速な救済を図る観点から標準審理期間(16条)、審理手続の計画的進行(28条)、情報提供・公表(84条)を努力義務とした。

③ 口頭意見陳述における質問権

現行法では、審査請求人及び参加人に主張する機会を十分に与えるため、書面主義の例外として、審査請求人又は参加人が口頭で意見を述べる手続を与えなければならないこととしている。

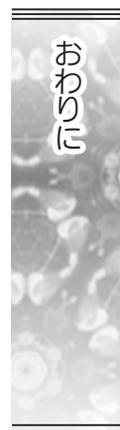
改正法では、更に充実した審理とするため、審査請求人、参加人及び処分庁等を招集して行うとともに、申立人に対し処分庁等に対する質問を認めることとした(31条)。

④ 提出資料等の閲覧・謄写

審査請求人に対して、行政庁の行った処分がどのような根拠に基づいたものであるかを知り、これに反論する機会を与えるため、現行法においても処分庁から提出された物件の

閲覧を求める権利が与えられている。

改正法では、審査請求人又は参加人の手続保障を向上させる観点から、審理手続が終了するまでの間、審理員に提出された書面その他の物件の閲覧又は写しの交付を求めることができるとしている(38条)。



改正法は、来年平成28年4月1日の施行を予定しており、改正法への円滑な移行に向けて総務省では、関係省令の整備や審理員となる職員に向けたマニュアルの整備のほか、地方公共団体等の依頼に応じ職員を派遣しての改正法の説明を行っているところである。

改正法は、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営の確保を目的とするものであることから、各地方公共団体におかれても、条例・規則の整備や行政不服審査会等の設置に向けた委員の任命、審理員となる候補者への教育研修を含めた準備等を着実に進められることを期待する。

町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

http://www.zck.or.jp/choson/

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。

・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール(kouhou@zck.or.jp)でお願いいたします。



活 動

全国町村会

都市・農村共生社会創造  
全国リレーシンポジウムin東京を開催

全国町村会と(一財)地域活性化センターは、11月7日、東京都内で「都市・農村共生社会創造 全国リレーシンポジウムin東京」を開催した。

3回目となるシンポジウムには、一般市民、自治体関係者や学識経験者など約300名が参加、「田園回帰と日本の未来」と題する3名の有識者によるスピーチと「田園回帰のススメ」共生と循環の扉を開く」をテーマにしたパネルディスカッションが行われた。

シンポジウムでは、はじめに主催者を代表して藤原忠彦全国町村会長(長野県川上村長)が挨拶、「都市の人々の田園回帰への関心が高まっている中、私たちは都市と農村が共生する社会を創造するため、リレーシンポジウムを開催している。具体的な行動を起こすことが重要であり、小さな一歩かもしれないが、少しでも多くの方の共感を得たいと考えている。農山村にはすばらしい文化や環境があるが、そこに都市の人たちの知恵や知識を入れて本当の意味での都市農村共生社会を実現していきたい」と述べた。

〔主催者挨拶〕



△藤原全国町村会長

〔基調スピーチ〕



△千葉大学教授 広井氏

その後、(特非)地球緑化センターの協力を得て製作した、群馬県高山村、岡山県鏡野町、沖縄県東村に移住し、活躍している7名の人たちの映像を会場で放映した。

※※※※※

引き続き、「田園回帰と日本の未来」と題する基調スピーチに移り、千葉大学法政経学部教授・広井良典氏、明治大学農学部教授・小田切徳美氏、コモンズ代表・大江正章氏の3名が、田園回帰の時代的意義を社会の動きや農山村の状況、若者の行動などの側面から論じた。

広井氏は、「人口減少社会を希望に」

というテーマで、現在、日本が直面している課題である人口減少と高齢化について、プラスの可能性を宿しているのではないかと論及。人口増加期、高度成長期は、物質的な豊かさは実現できたかもしれないが、失ってきたものも多く、いまが本当の意味での豊かさや幸福を考える時代への転換点であると述べ、すべてが東京に向かっていた流れとは逆の流れが生じており、若い世代のローカル志向は、そのあらわれであるとした。そして、そのような方向を支援する政策の重要性を指摘した。

また、若者が働ける地域として経済的に自立するためには、ヒト・モノ・カネが地域の中で循環する「コミュニティ経済」がポイントであると述べた。さらにエネルギーの面での自立では、小水力発電など自然エネルギーの開発に地域で取り組んでいる複数の事例を紹介、神社や寺などかつてコミュニティの拠点であった

〔基調スピーチ〕



△明治大学教授 小田切氏

た場所に発電施設を導入し、地域の自治力を取り戻すことにも成功したという。このように様々な面で自立に向けた取組をはじめた地域は、豊かな定常社会の先導的なモデルであり、都市と農村の相互依存から導かれる、持続可能な福祉社会の実現も展望できると結んだ。

「田園回帰と地域づくり」をテーマにしたスピーチした小田切氏は、田園回帰の実態と課題を様々なテーマで解説。若者ファミリー世代で移住希望の傾向が強まりつつある中で、特に30歳代の女性に農山村での子育ての志向があることをあげ、島根県、鳥取県では、地域人口の1%相当の数の若者が移住すれば、地域は維持可能になるという藤山浩氏の理論(後出)も紹介した。移住者の暮らしは、生活に根ざした複数の仕事から得る報酬からなる「ナリワイ」によることが多い実態や、農山村出身の祖父の孫世代が、農山村を志向する「孫ターン」の傾向、この4年間で移住者が4倍に増えている調査結果などを説明した。

一方、農山村移住をめぐる課題にも言及、移住者の動機が多様化しているため、受け入れる地域側とのマッチングに問題が発生する可能性も高くなっていることや、移住、定住、永住と移住者のライフステージに応じた支援が必要とされているにもかかわらず、現状の行政による支援施策は、移住段階に偏りすぎていることなどを指摘。また、移住先として選択される農山村には、はっきりとした地域差が生じているとし、人口減少下でも地域を磨き、そこに暮らす人々が輝いている地域には移住者が集まる傾向があるため、移住者が地域づくりを刺激し、サポートするという田園回帰と地域づくりの好循環をつくるのが大切であり、かつ目

活 動



△シンポジウムの様子



△コモンズ代表 大江氏

【基調スピーチ】

指すべきだと強調した。

さらに、田園回帰の国民的意義として、2020年東京オリンピックを控え、成長追求型都市社会と脱成長型の都市農村共生社会のいずれを形成していくのか、私たちはいまその岐路に立たされていると述べ、田園回帰と地域磨きを実現することによって、都市農村共生社会はさらに前進していくと訴えた。

三人目に登壇した大江氏は、全国各地の移住先の実情を移住者の声とともに紹介。増田レポートで消滅可能性都市の一位になった群馬県南牧村は、数値の上では高齢化率日本最高、年少人口率日本最

低だが、この4年間で14世帯26人が移住している。村では、ここにしかない景色の中で農作業が出来る幸せを語る男性や頑張っている人たちが就職の面倒を見てくれるという元縁のふるさと協力隊員の男性の声を紹介した。

移住先として選択される地域の最前線にある島根県では、海士町など5町村で2012年以降人口が社会増となっていると説明。県内で40年以上の有機農業の実績がある柿木村(現吉賀町)からは、役場職員の「ここには本気で田舎暮らしをしたい人が来る」という言葉を紹介。町では自給プラスチックの半農半X(エックス)が地域の豊かさを支えているという。

岐阜県の豪雪地帯にある小さな集落、石徹白(いとしろ)では、2008年に「ターナー」と地元有志が設置した水車でマイクロ水力発電に取り組み、昨年、ほぼ全戸出資の農業用水協会が発足、水力発電所を運営している。移住者が増えたことにともない、人口減少に歯止めがかかり、カフェや洋品店もオープン、地域が活気づいているという。そのほか、人間が暮らしていく上で食と農が重要であるという教育を実践している恵泉女学院大学の事例などを紹介した。

スピーチの最後に、ペルシャ語の「貧しさ」という言葉は、「誰からも気にされない、人間関係を失っている状態」を意味することを引き合いに、農山村における暮らしは、「誰からも放っておかれないから嬉しい」、真の豊かさや幸せを地域からつくっていくことが、田園回帰の流れをより太くしてゆくことと結んだ。

※※※※※

続いて「田園回帰のススメ」共生と循環の扉を開く」をテーマにしたパネル

(コメンテーター)



△日本大学教授 沼尾氏

冒頭、藤山氏は、島根県が移住先として選択される理由として、中途半端な田舎でないこと(田舎の田舎)、簡単に元の暮らしに戻れない場所であることをあげ、新たな暮らしのポジションが生まれるフロントティアになっていると説明。また、地域の人口の安定化は毎年人口の1%相当の人たちの定住により可能であるという自身が立証した「田園回帰1%戦略」を披露、この戦略を実現させるた

(コーディネーター)



△島根県中山間地域研究センター 研究統括官 藤山氏

ディスカッションが行われた。コーディネーターを島根県中山間地域研究センター研究統括官、藤山浩氏が、コーディネーターを日本大学経済学部教授・沼尾波子氏が務め、パネリストには、島根県邑南町定住支援コーディネーター・横洲竜氏(株)山の暮らし舎代表取締役・須田元樹氏、合同会社ポットラックフィールド

め、この4年間で14世帯26人が移住している。村では、ここにしかない景色の中で農作業が出来る幸せを語る男性や頑張っている人たちが就職の面倒を見てくれるという元縁のふるさと協力隊員の男性の声を紹介した。

続いて各氏の取り組みを紹介。横洲氏は島根県出身、東京でデザイン関係の仕事に就いた後、故郷に戻り接客業などを経て、2010年にたまたま訪れた邑南町に移住した。仕事内容は、移住希望者からの住居や仕事の相談、町内の案内をはじめ、移住後の悩み事のアフターフォローなど、移住全般にわたる。心がけていることは、自身が町に移住するときに役場担当者からかけられた「移住を検討してくれてありがとう」という感謝の言葉を忘れないことだと語る。

東京都出身の須田氏は、大学卒業後、いくつかの地域での移住の経験を持ち、昨年、岡山県鏡野町の集落で(株)山の暮らし舎を創業、お米をはじめとした農産物のWeb販売や地域資源を活用した特産品の企画、販売に取り組んでいる。都会でアルバイトをしていたとき、生きていく中でリアルティのあることをしたいと思ったことが、農山村に移住したきっかけであるという。

長島氏は大学卒業後、旅行会社勤務を経て、2011年から茨城県常陸太田市に移住、里見地区を中心に地域おこし協力隊として活動を開始し、昨年、合同会社ポットラックフィールド里見を仲間とともに立ち上げた。ポットラックフィールドには「持ち寄り」という意味があり、地域の人たちのそれぞれの得意分野を持ち寄り事業化する受け皿にしたいと考えている。夢は自らのライフスタイルを追求することで、地域の幸せ(誇りの醸成)と自分自身の幸せを実現することだと語った。

これら3名の活動について、沼尾氏が「皆さん、それぞれの地域に根を下ろし

活 動



△山の暮らし舎 代表取締役 須田氏

この後、田園回帰と都市農村共生社会の展望についての議論に移り、「何が農村に人をひきつけているのか」というテーマでは、横洲氏が「人とのふれあいのある懐かしい暮らし」、須田氏は「人生の緩さを受け入れてくれる場所」、長島氏は「地域のひとの温かいやりとり」と回答。沼尾氏は、地域には、効率性と生産性を上げながら経済成長してきた右肩上がりの志向とは別の論理があり、そ

(パネリスト)



△邑南町定住支援 コーディネーター 横洲氏

で、地域の人たちと関わりながら、経済活動の一端も担っている。いま若い人たちが移住するのは、このように地域とながりをもちつつ、魂が喜ぶことができるからではないか。一方、地域には、若い人が消費者と生産者をつなげたり、地元の人には分からない地域の価値を取り戻したりという取組を受け入れる仕組みがあるのか。この関係をどうやってつくっていくのが、双方に問われている」とコメントした。



△ポットラックフィールド美里 代表 長島氏

のりしろの部分に人々は居場所を見つけられるのではないかと述べた。

また「田園回帰の暮らしにおける地域とのつながり」については、「若い人がいなくなった猟友会や消防団の活動に関わることで、地元の人たちに認められ、地域の若者も加わった。思いはつながる」と須田氏が述べ、長島氏も「私たちのひらめきや気づきを受け入れてくれるキャラバンティの広さが地域にはある」と自らの体験を語った。また、沼尾氏は農山村のコミュニケーションツールに着目、電話や対面というアナログコミュニケーション中心の高齢者とインターネットやメールなどのデジタルコミュニケーションをつなぐ役割を演じることが、若い移住者に求められていると述べた。

最後のテーマである「田園回帰と都市農村共生社会」については、横洲氏が「人とのつながり」、須田氏が「暮らしとコミュニケーション」、長島氏が「ソフト(経済活動を伴わないが地域に必要な仕事)」をキーワードにあげ、これに対し沼尾氏は「都市と農山村、双方の価値観を共有する関係を構築するための、『通訳者』という重要な役割を、今後、若い移住者が担っていくと思つ」とコメント。これら各氏の意見を受け、藤山氏が「生き生きとした重みのある、記憶に残る暮らし」を取り戻すことと連動してはじめて

新刊紹介

シリーズ田園回帰 農文協刊

①『田園回帰1%戦略―地元の人と仕事をとり戻す』 藤山浩著 2,376円(税込)

②『総力取材 人口減少に立ち向かう市町村―季刊地域』 編集部編 2,376円(税込)

『シリーズ田園回帰』(全8巻、年4回発行)は、6月に刊行がスタート、第1巻は、島根県中山間地域研究センター研究統括監・藤山浩氏による『田園回帰1%戦略―地元の人と仕事をとり戻す』。刊行以来、全国紙3紙が書評で取り上げるなど注目を浴びている。

(2015年7月5日読売新聞)「過疎対策のバイブル的存在」、2015年8月16日朝日新聞「消滅論」で意気消沈した自治体にせむ、本書で次の一歩を、「2015年10月18日毎日新聞」「地域再生分野の決定版中の決定版」

人口の1%相当の定住増加を実現すれば安定化が可能であるとする「人口の1%取り戻し戦略」や、地域内循環の取り戻しで所得の1%増加が見えてくるという「所得の1%取り戻し戦略」は、講演や勉強会等で引っ張りだこの藤山氏が常に主張しているキーワードである。

田園回帰の意味があり、都市と農村で分かち合えるものになる。田園回帰は始まったばかりであり、思いをリレーしていきたい」と結んだ。

27年度に全5回を予定している「都市・農村共生社会創造リレーシンポジウム」

は、これから終盤に入り、平成28年1月15日広島県で、2月5日熊本県で開催、田園回帰の潮流をさらに推進する。

【お問い合わせ先】

全国町村会経済農林部  
03133581104855

長続きする暮らしや地域社会、地域経済を実現するにはどうすればよいが、「藤山理論」の集大成とも言える本書は、自分たちの地域のあり方は自ら考え抜き、磨き上げるといふシンフルではあるが、忘れがちな勘所を呼び覚ましてくれる。

続く第2巻は、農文協「季刊地域」編集部による「総力取材 人口減少に立ち向かう市町村。人口減少対策が、全国の自治体や地域に共通する課題となっている中、自治体の政策とともに集落・自治会・公民館まで分け入って現場の動きを取材。転換点となる戦略を①魅力的な子育て環境をつくる、②地域おこし協力隊の力を生かす、③農家を育て、地域に溶け込ませる、④地元出身者との関係を強めるという4つのポイントから掘り起こす。北海道喜茂別町、熊本県山都町、秋田県五城目町、山形県川西町、福島県矢祭町、岐阜県白川村、鳥取県智頭町、島根県邑南町など各地域で奮闘する人々の営みが活写されている。

全国町村会の協力も得て刊行される『シリーズ田園回帰』は、ただ「人口」のためでなく、時間をかけて一人ひとりの豊かな人生と自治と民主主義をボトムアップで実現するための、地域の計画づくりに役立つ「田園回帰」をめざしている。

▷町づくりのシンボルとなった照葉樹林



現地レポート 町村独自のまちづくり

# 綾町の自然生態系農業の取り組み

持続可能な美しいまちを目指して

宮崎県

あや ちよつ  
**綾町**

性を除去する農法を推進すること。」を改めて確認し、消費者に信頼され愛される綾町農業を確立し、本町農業の安定的な発展を期するため、本条例を制定する。

「綾町自然生態系農業の推進に関する条例」前文後段より

## 1. 綾町の概要

綾町は、宮崎県のほぼ中央部、宮崎市の西約20kmに位置し、人口7、500人の農業を基幹産業とする緑豊かな農山村の町である。総面積9、500haのうち森林が7、600ha(80%)を占め、耕地は740ha(8%)に過ぎない。

町の北西部には、3、400haという国内最大規模の照葉樹(カシ、シイ、ツバキなどの常緑広葉樹)の自然林が今なお残されている。この一帯は、1982年(昭和57年)に九州中央山地



今や我等綾町農林業者は、綾町憲章「自然生態系を生かし育てる町にしよう」の基本理念を更に追求し、土と農の相関関係の原点を見つめ、従来すてめてきた自然生態系の理念を忘れ近代化、合理化の名のもとにすめられた省力的な農業の拡大に反省を加え、「化学肥料、農薬などの合成化学物質の利用を排除すること。」「本来機能すべき土などの自然生態系をとりもどすこと。」「食の安全と、健康保持、遺伝毒



フォーラム

◁消費者との交流拠点「綾手づくりほんものセンター」



高い評価を得て今日の「綾手づくりほんものセンター」に発展していった。販売高約3億円のうち農産物が50%を占め、客層の90%は健康でおいしい農産物を求めて訪れる町外の消費者であり、「綾ブランド」の確立に大きく寄与している。

自然生態系農業を進めていくためには、消費者の理解を得ることが大切である。都市部の消費者を対象に農産物の収穫を直接体験してもらおうと、宮崎市内の400人を対象に「ふれあい収穫体験」を毎年実施している。

毎年11月には「有機農業推進大会」を開催し、生産者・消費者約700人が集い、農家の事例報告や講演などを通じ、お互いの理解を深めている。食

文化の集いとして開催する「町と村を結ぶ食のふれあい広場」は、17の有機農業婦人が地域の農畜産物を使い、地域特性のある手づくりの料理を作り、その料理を囲んで消費者と生産者が交流を深め、郷土の食文化を見直す機会を提供している。

5. ふるさと納税制度

ふるさと納税制度とは、出身地や応援したい地方自治体に寄付することであり、平成20年度に総務省が創設した。綾町では、1万円以上の寄付をしていただいた方へ、感謝の気持ちとして綾牛、綾ぶどう豚、有機野菜、工芸品な



▷綾町の恵みの品々をお届けします

ど綾の特産品を送付している。

現在では、多くの方々からご支援をいただき、平成26年度には寄付者数6万7千人、寄付金額にして約10億円の「ご支援を賜ることができた。

また寄付金の一部は、「次世代を担う青少年育成事業」「高齢者を敬う福祉事業」「自然生態系農業に関する事業」などの町づくり事業として有効的に活用している。

6. ふるさと綾の応援団

http://www.town.ajyamiyazaki.jp/ayatown/ling/tax/furusatonouzei\_top.html

6. 全集落の自治活動推進と地域環境に対する関心

綾町のまちづくりを支えている組織として、町内22の全集落に自治公民館組織があり、行政と共に車の両輪となつてまちづくりを進めている。この制度は、自らの負担により自らの発想で郷土愛を持って生活文化を高めようとするもので、その活動は生涯学習の発表会としての手づくり文化祭や、町民総参加の花のまちづくり運動など、産業の振興から社会教育に至るまで広範に及んでいる。

綾町の自然生態系農業の取り組みは、長い歴史を経て築き上げられたものであり、消費者との各種交流事業の中から、生産者も「安心・安全な農産物を消費者に提供したい」との意識が高く、地域の環境についても関心を深

◁本物を求め本物をつくる自然生態系農業



めるようになった。

こうした中、綾町の取り組んでいる「本物を求め、本物をつくる町づくり」の様々な施策が、「選んでもらえる産地」としての「綾ブランド」を高めることにつながっていくものと確信している。環境問題に対する関心が高まり、食の安全性や環境に配慮した農業が進められている今日、商品としての美しさよりその産物のできるプロセスを重視する姿勢こそが、綾ブランド確立の基本である。綾町の農産物なら本物であるという、生産者と消費者との信頼の上に築かれた「顔の見える関係」こそが、農業の活性化につながると信じている。

綾町 農林振興課

情 報

# 地方発クールジャパン！

## NIPPON QUEST (ニッポンクエスト) のご紹介

世界が知らない日本の“ふるさと名物”を、地域から世界へ発信できる多言語WEBサイト、「NIPPON QUEST (ニッポンクエスト)」へ自慢のローカル名物をぜひご投稿ください！

<https://nipponquest.com>



世界が知らない日本各地の「ふるさと名物」を、地域が主体となって世界へ発信するウェブサイトを、「NIPPON QUEST (ニッポンクエスト)」が経済産業省の補助事業としてスタート。ただいま、参加自治体を募集中です。

### ■地方発クールジャパン

経済産業省は、昨年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、地域に眠る魅力的な資源の海外への発信を通じ、クールジャパンによる地域活性化を推進しています。

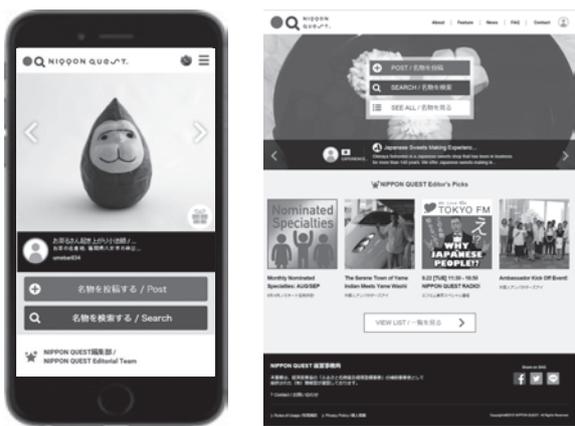
日本各地に存在する、その土地ならではの美味しいグルメ、地域の魅力を活かした商品、伝統や自然を楽しめるアクティビティ。しかし、こういった地方の名物は、世界の旅行者にはまだまだあまり知られていないのが実情です。そこで、これらの「ふるさと名物」を海外展開する機運を醸成し、地域が主体となった「ふるさと名物」の発信や、「ふるさと名物」の国内外への普及を目指して「NIPPON QUEST」がオープンしました。地方発クールジャパンに関心のある自治体の方々には、ぜひ活用頂きたいプロジェクトです。

### ■NIPPON QUESTとは

NIPPON QUESTは「ふるさと名物」

発見・発信・応援のためのウェブサイトを。ユーザーがスマートフォン・パソコンからふるさと名物の「写真」と「紹介文」を投稿する仕組みとなっており、全国のふるさと名物情報が集まります。自治体、事業者、一般の方、外国人旅行者、誰でも無料会員登録ができ、サイトへの写真投稿や、投稿されたふるさと名物の検索が可能です。投稿された情報は多言語に翻訳(※)されるため、世界各地から検索が可能です。

(※) 自動翻訳による。「名物名」と「紹介文」英訳は人力翻訳。人力翻訳の反映までには、投稿から数日かかります。



▲サイトトップ (スマートフォン版・PC版)

情 報

■NIPPON QUESTの使い方

1. まずは登録

会員登録によって、サイトでの投稿ができるようになります。トップページ右上のアイコンから「会員登録」を選びます。会員登録ページで情報を入力し、確認メールが届けば登録完了です。



▲初回のみ会員登録が必要です

2. サイトへ投稿

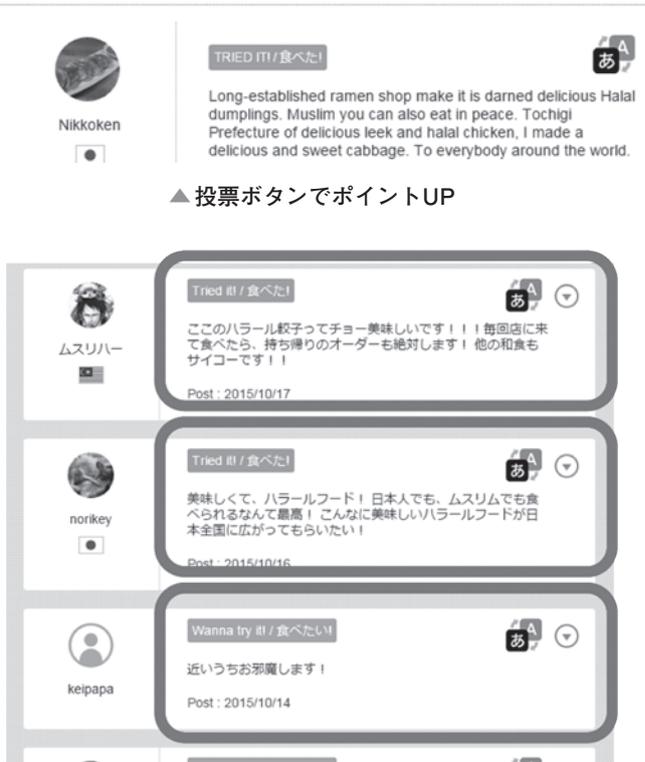
次に、国内外に紹介したい、ふるさと名物の「写真」と「紹介文」を用意します。ふるさと名物は「食」「モノ」「有料の」アクティビティ「いずれか」にあてはまるものが対象です。1つのふるさと名物につき、写真は3枚、紹介文は300文字まで、投稿できます。

3. みんなで応援

サイトに投稿されたふるさと名物は、ユーザーからの投票「食べたー」「食べたー」などのボタンを獲得したり、「コメントを多く集めたりすること」で、「Q.P. (キューピー) ※クエストパワーの略」と呼ばれるポイントが付



▲投票ボタンでポイントUP



▲コメントで更に名物を盛り上げ

そのほか、月ごとの都道府県からのふるさと名物投稿が多いか発表されたり、自分が投稿したふるさと名物について他のユーザーとコメントのやりとりができたりと、今後もサイトの機能は随時追加されていく予定です。

次にサイトの「名物を投稿」をクリックし、準備した写真と紹介文を入力します。この画面では、他のユーザーがエリア検索できるよう、名物の場所も選びます。一人あたりいくつでもふるさと名物を投稿することができます。

「食べたー」などのボタンを獲得したり、「コメントを多く集めたりすること」で、「Q.P. (キューピー) ※クエストパワーの略」と呼ばれるポイントが付

■一般投票によるアワード表彰も

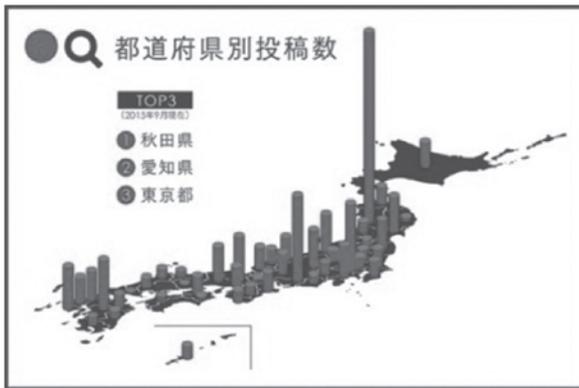
また、年間のアワードも実施します。

与されます。ふるさと名物は、それぞれのポイントによってランキングされ、ポイントランキング上位になったふるさと名物は、月間アワードや年間アワードの対象となります。応援が増える→露出が増える→地元への誘客→さらなる応援獲得という好循環が狙えます。地元の名物を世界の名物へ。投稿した名物をみんなで応援しましょう。

月間で獲得したポイントの高い「食」「モノ」「アクティビティ」各部門の上位3つは月間ノミネート名物としてピックアップされ、年間アワード候補にもなります。2016年1月にサイト上で実施される、一般投票による決選投票でグランプリを受賞すると、3月に都内で開催される「NIPPON QUESTアワード」(仮称)イベントにて表彰され、一気に知名度を上げるチャンスを得られます。

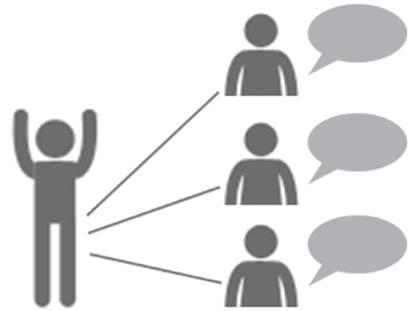
ノミネートされる名物は、人気が高いものや、話題に多く上っているもの。ぜひ周りの方々も一緒にNIPPON QUESTに登録し、地元の名物を盛り上げ、アワードグランプリを目指していきましょう！

情 報



都道府県別投稿数 (2015年10月時点)

地方ならではの魅力を国内外に向けてアピールするチャンスです。この機会にふるさとを代表する名物商品・観光資源を、日本へ、世界へ、広めていきませんか?ぜひふるってご参加ください。



みんなで地元名物を応援



目指せ!アワード受賞

◎ 休刊のお知らせ ◎  
 11月23日付の町村週報につきましては、休刊とさせていただきます。  
 第2941号は11月30日付の発行となりますので、ご了承の程、よろしくお願いいたします。

【本件に関するお問い合わせ】  
 NIPPON QUEST運営事務局  
 (株式会社 博報堂)  
 contact@nipponquest.com



QRコードからもアクセスできます

【NIPPON QUESTウェブサイト】  
<https://nipponquest.com>

# 車両共済(保険)のご案内

## (一般自動車保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

### 町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら!

- 無事故による割引で新規から **43%(保険料)割引**  
 ・ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。
- 集团扱年一括払いによる割引で更に **5%割引**  
 保険料分割払(12回)も選択可能です。  
 ・ 保険料分割払をご利用の場合は上記の集团扱年一括払いの5%割引の適用はありません。

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

### ●お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

**株式会社 千里 (取扱代理店)**  
 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内  
 ●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください  
 (受付時間 月~金 午前9時30分~午後5時)  
**0120-731-087**  
**FAX 03-3519-7325**

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン日本興亜株式会社とが集团扱契約を締結し、実施しているものです。
- 集团扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパン日本興亜の定める条件を満たす場合のみとなります。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

〔車両保険引受保険会社〕 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 〔損害保険ジャパン日本興亜株式会社〕は損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併し誕生した会社です。

国 政 情 報

◎ T P P 大筋合意を受け「対策の基  
本方針」一政府

政府は10月9日、環太平洋経済連携協定の  
大筋合意を受けて T P P 総合対策本部の初会  
合を開き、「総合的な政策対応に関する基本  
方針」を決めた。年内にも「総合的な T P P  
関連政策大綱(仮称)」を策定する。また、  
自民党の T P P 総合対策本部も10月29日に初  
会合を開いた。大筋合意を達成した T P P 問  
題は、今後、国内対策に焦点が移る。

基本方針は、今後の対応の基本目標に「T  
P P の活用促進による新たな市場開拓」など  
を挙げた。また、政府は20日に農林水産物の  
関税834品目のうち395品目で関税を撤  
廃するなど貿易自由化の全体像を発表。さら  
に、不安払拭の一環として10月15日から札幌  
などで地方説明会を開催した。これに対し、  
全国知事会は10月26日、協定が地方経済や国  
民生活に与える影響等の分析結果を迅速に公  
表・説明するよう政府に要請した。

一方、農林水産省は10月16日、第1回飼料  
用米生産コスト低減推進チーム会合を開い  
た。10年後の飼料用米生産量を10倍・コスト  
は半減するとの閣議決定を受けたもので、年  
内にも「飼料用米生産コスト低減マニュアル  
(仮称)」を作成する。

◎ 経済・財政一体改革で地方交付税  
見直しへー経済財政諮問会議

政府の経済財政諮問会議は10月16日、経  
済・財政一体改革の具体化を審議。地方財政  
では、同会議推進委員会がまとめた①地方交  
付税のトプランナー方式具体化②頑張る地  
方を支援する仕組み拡充③行政コストの比較  
可能な見える化を受け、民間議員が「ト  
プランナー方式を、産業経済関連予算等の  
裁量の経費、総務費の分野で全面的導入」す

るよう提案した。これに対し、高市早苗総務  
相は「産業振興や地域活性化など熱心に取り  
組まない団体がトプランナーになるのが妥  
当なのか」と牽制。地方六団体も、10月14日  
に開催された国と地方の協議の場で「地方の  
財政力や行政コストの差は人口や地理的条件  
などによるところも大きく、一律の行政コス  
ト比較にはなじまない」と批判した。

また、財務省の財政制度等審議会は10月30  
日、地方財政について審議。歳出特別枠・別  
枠加算の廃止・縮減、まち・ひと・しごと創  
生事業費の単独事業の実証検証などを打ち出  
した。年末に向けた建議に盛り込む。

◎ 人口減少の行政体制とガバナンス  
で論点整理ー地制調

政府の地方制度調査会は10月23日、人口減  
少社会に対応する地方行政体制・自治体ガバ  
ナンスのあり方についての「論点整理」を審  
議した。11月9日に「素案」を審議した上で、  
総会で答申案を審議する。

行政体制では、人口減少が深刻化する中で  
も行政サービスの提供を持続可能とするた  
め、連携中枢都市圏等の取組を強化すること  
もに、連携が困難な地域では市町村の申出に  
よる「都道府県の補完」を提案。窓口事務な  
どを除き、都道府県職員が市町村職員と事務  
室の共有化・定期的訪問などで補完する。併  
せて、市町村が地方独立行政法人を設立し、  
公権力行使などを含む事務を市町村に代わっ  
て処理する方策も提案した。

また、自治体にも内部統制の制度化が必要  
だとし、都道府県・政令市では標準的なモデ  
ルを確立するほか、議選監査委員は「置かな  
い」ことも選択肢とする。さらに、住民訴訟  
では損害賠償請求の放棄は監査委員の意見聴  
取を義務付ける一方、長や職員の萎縮効果を

低減させるため「経過失」の損害賠償責任の  
あり方を見直すよう提案した。

◎ ふるさと納税の制度改正で納税状  
況を調査ー総務省

総務省は10月23日、ふるさと納税の納税状  
況を調査する。ふるさと納税の納税率  
倍増・ワンストップ特例などの制度改正を踏  
まえ、今年4〜9月までの納税状況を調べ  
た。総額は454億円で、前年同期に比べ4  
倍に増加。受け入れ額は、都城市13億円をト  
ップに天重市12億円、飯山市9億円、平戸市  
9億円、米沢市8億円の順で多いが、町村で  
は北海道土幌町6億円、宮崎県綾町6億  
円、佐賀県玄海町5億円も上位20団体に入っ  
た。募集の工夫では、「インターネット活用・  
パンフ作成」(56%)、「過去の納税者・同窓  
会等への呼びかけ」(35%)、「使途の明確化」  
(24%) などが多い。「返礼品」は84%で実  
施。地元特産品(飲食料)63%が多いが、「  
過度な返礼自粛」を求めた総務大臣通知を  
受けて、29%が「一定の見直しを実施」、27  
%は「見直しの必要はないと判断」した。

一方、自民党の宮沢洋一税制調査会長は10  
月20日、企業版ふるさと納税について「年末  
の制度改正でしっかり議論したい」と述べ  
た。一方、全国知事会は「モラルハザードに  
ならない制度設計に留意して検討」するよう  
求めている。

◎ 地方創生交付金の先駆的事業の交  
付対象を決定ー内閣府

内閣府は10月27日、地方創生交付金・先駆  
的事業分の交付対象、合計710事業(うち  
市町村分557事業)、交付予定額236億  
円(同129億円)を決めた。観光189事  
業(同150事業)、人材育成・移住156  
事業(同120事業)、農林水産153事業(同  
118事業) などで多い。具体的には、「看

護師人材相互連携事業」(長野県上村・南  
牧村)、「小さな拠点事業」(神奈川県山北町)、「  
CCRC事業」(岩手県雫石町、鳥取県南  
部町) など。近く総合戦略策定団体の交付も  
決定する。

また、内閣府は10月2日、本社機能を地方  
に移転した民間企業に税制優遇措置を講じる  
対象に、北海道や宮城、富山、岐阜、兵庫、  
徳島、宮崎など21道府県の24計画を初めて認  
定した。今後5年間で約6,600人の雇用  
増加が見込まれるという。このほか、国家公  
務員等を市町村に派遣する地方創生人材支援  
制度の来年度募集を10月23日から始めた。10  
月30日の地方創生会議では、総合戦略の改定  
と「地域しごと創生会議」の設置を決めた。

◎ 来春のプラン策定へ一億総活躍社  
会国民会議が初会合一政府

政府は10月20日、「一億総活躍社会」に向  
けたプラン策定のため発足させた「一億総活躍  
国民会議」の初会合を開いた。安倍晋三首相が  
打ち出した「新三本の矢」では「希望を生み  
出す強い経済」(GDP600兆円)、「夢つ  
むく子育て支援」(希望出生率1.8実現)、「安  
心につながる社会保障」(介護離職者ゼロ)  
を掲げたが、同会議では、11月末に緊急対策  
をまとめ、来年春にも「ニッポン一億総活躍  
プラン」を策定する。初会合で安倍首相は、  
「少子高齢化という我が国の構造的課題に真  
正面から取り組む」と強調した。

国民会議は、首相を議長に関係12閣僚のほ  
か、民間人の増田寛也元総務相、神原定征経  
団連会長、三村明夫日商会長、土居文朗慶応  
大教授、女優の菊池桃子ら15人で構成。  
(ジャーナリスト 井田正夫)

# 町村

# ご当地キャラじまん

Vol.6

特産品だけじゃない！

文化・歴史を身にまとして観光大使！！

ご当地自慢の美味しいものや伝統行事を身にまとい、体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。今回は、北信東海・近畿エリアからピックアップ。

北信東海・近畿エリア



年齢、誕生日不詳の鷹のオス。イベントで子どもたちに囲まれることにひそかな喜びを感じている。お友達の「はなちゃん」鷹メスと一緒に、伝説の中の緑丸と同様、いつも一生懸命だ。



聖籠町イメージキャラクター

緑丸



1997年、町制施行20周年記念事業の一環として、町のイメージキャラクターのデザインを一般公募して誕生しました。町名の由来といわれる「百合若伝説」の主人公である若者・百合若が、現在の聖籠観音の森周辺で出会った、かく忠実な鷹「緑丸」がモチーフですが、猛禽類の鷹のイメージとは異なり、その愛くるしいいでたちで、町の人気者。誕生が18年前なので、ご当地キャラ界では古参と言えます。しかし、謙虚に、一生懸命、町のPRのために、町の各種イベントには、ほとんど出席。そんなフットワークの軽い緑丸ですが、実は軽快な動きが苦手とか。そんな小さな弱点はなんのその。お友達の「はなちゃん」とともに、日々町のPRのためにがんばっています。

川上村マスケットキャラクター レタ助



もつともつと村外へ特産品のPRをしよつと、2013年3月に特産品をモチーフとしたキャラクターが誕生しました。生産量日本一を誇る「レタス」と県天然記念物の「川上天」とを合体させたのが、「レタ助」。語尾に「だワン」とつけて話す元気な男の子です。村のPRのため、全国各地のイベントなどに出張することも多いのですが、村の自然の中で過ごしているのが、何より幸せなひとときなのだそう。特産の新鮮でおいしい高原野菜と千曲川源流のきれいでおいしい水が好物。キャラクターとしての人気も高く、レタ助柄のトートバッグやTシャツ、ストラップなどのグッズも販売しています。レタス以外にも、日本百名山として有名な金峰山・甲武信ヶ岳や千曲川源流などの観光名所もPRしています。



8歳の男の子。だが、「同僚」と呼ばれると、「ヤサイ」と答えるため、本当の年齢はわかっていない。夢は宇宙飛行士になること。もちろん、村出身の宇宙飛行士・油井亀美也さんに憧れている。

十津川郷士の末裔の男の子。もちろん特技は剣道！語尾に「〜のら」「〜じゃあ」とつける十津川弁で話す。村特産のめはり寿司、茶がゆ、鮎の塩焼きが好物。



十津川村マスケットキャラクター

郷士くん



郷士くんは、壬申の乱や幕末に活躍したといわれる十津川郷士の功績を称え、後世に伝えるとともに、「心身再生の郷づくり」の実現を目的として2009年6月に誕生しました。正義感が強く、剣の達人でもありますが、実は観光名所「谷瀬の吊り橋」は怖くて渡れないんだとか。十津川温泉郷や世界遺産の熊野古道小辺路などの観光名所を含む村のPRのために全国を飛び回りながら、日々活躍しています。「天空の郷」といわれる果無集落や玉置神社でのんびりするのが好きな郷士くんですが、PR活動に疲れた時は、それぞれ源泉の違う湯泉地温泉・十津川温泉・上湯温泉をめぐり、じつくりと温泉につかってリフレッシュ。好きな言葉は、「おおきにょ〜」。常に感謝の気持ちをお忘れずに、出会った人の心からだを癒してくれる優しい剣士です。

次回は、中国・四国エリアをご紹介します

# TIME of RELAXING

「ゆとり」と「やすらぎ」のひととき

静かさ心地よさに配慮し、室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にとまどめ、ゆったりとしたやすらぎのひとときをお届けいたします。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>



## 土・日・祝日は リーズナブルに

土・日・祝日のご宿泊は、  
平日料金の **20%OFF**

金曜日のご宿泊は、  
平日料金の **15%OFF**

和室もございますのでお問い合わせ下さい。  
禁煙ルームをご用意しております。



シングル 119 室  
平日料金10,100円より **SINGLE ROOM**

金曜日料金  
**15% OFF** 8,600円より

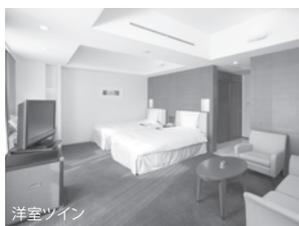
土・日・祝日料金  
**20% OFF** 8,100円より



ダブル 12 室  
平日料金 13,700 円 **DOUBLE ROOM**  
(2名利用) ※1名利用の場合 11,400円

金曜日料金  
**15% OFF** 11,600円  
※1名利用の場合 9,600円

土・日・祝日料金  
**20% OFF** 10,900円  
※1名利用の場合 9,000円



ツイン 17 室  
平日料金 19,000円より **TWIN ROOM**  
(2名利用)

金曜日料金  
**15% OFF** 16,200円より

土・日・祝日料金  
**20% OFF** 15,200円より



会議室・宴会場

2階には広さと設備が多様な、大小4つのホール、会議室。高い機能性を持ち、さまざまな演出が可能です。会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用いただけます。



カジュアルレストラン「ペルラン」

ランチタイム 11:00 ~ 14:00  
ティータイム 14:00 ~ 17:00  
ディナータイム 17:00 ~ 22:00  
(21:30ラストオーダー)

レストラン  
**ペルラン**  
Pelerin



和食処「さいかち」

ランチタイム 11:30 ~ 14:30  
(14:00ラストオーダー)  
ディナータイム 17:00 ~ 22:00  
(21:30ラストオーダー)

※※ さいから



## 全国町村会館

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

お電話でのご予約・お問い合わせは

# TEL 03(3581)0471

FAX 03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号

WEBからのご宿泊予約は、特別料金(部屋数限定)がございます。

ホームページは

全国町村会館へのアクセスガイド

- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」3番出口徒歩1分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
- タクシー東京駅から約20分

